

## 事務局からの説明資料

この資料は審議会における事務局説明に代わる資料となっております。

**1. 第2回審議会の目標について**

今回の審議会では、「(仮) 国立市人権・平和施策基本方針」の骨子案を固めていくため、「書面回答書」に記載の3つの議題に対するご意見をいただき、方向性を整理することを目標としたいと考えております。

**2. 骨子案の位置づけについて**

皆様にご審議いただく「(仮) 国立市人権・平和施策基本方針」は、市の人権・多様性・平和に関する施策の指針となるものです。

今回ご意見をいただく基本方針の骨子案は、あくまでも素案の策定に向けての「骨格」「枠組み」となるものです。今回の意見聴取をもって次回審議会では骨子として固めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

骨子をもとに作成する素案では、より具体的な施策レベルまで検討していきます。具体的な内容や細かな文言・表現については次回以降に取り上げます。また、平和施策に関する具体的事項も、次回以降にご審議いただきます。

**3. 3月にいただいた骨子案へのご意見について**

3月にいただいたご意見については、「骨子案の根本に関わる部分」と「素案検討段階で議論・反映させる部分」を事務局で振り分けさせていただき、「骨子案の根本に関わる部分」は、今回の資料2-2に反映させていただいております。これをもとに、全体でご議論いただきたい点を議題としております。

3月にいただいたご意見の大部分はいったん引き取らせていただきますので、ご了承ください。

**4. 各資料について****(1) 資料2-2**

3月に委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、大きく変更した点は次のとおりです。

- 「2. 基本理念」については、「ソーシャル・インクルージョン」「人権」「多様性」「平和」の4つが相互に関係し合っている状態を表すスローガンを「基本理念」として考案することとし、4つのキーワードを「目標」として整理しました。「基本理念」は素案の中身を積み上げてから議論する予定です。
- 「3. 人権・平和施策の基本方針」を「3. 人権・平和施策の方向性」とし、4項目に整理しました。
- 「分野別人権課題」を見直しました。

●平和に関する事項は「5. 平和施策の推進」として、別立てにしました。

(2) 資料 2 - 3

素案の検討で審議していただく内容となりますが、参考資料としてお示しいたします。